

## デジタル時代の刑事法の在り方

令和3年5月18日

規制改革推進会議

1. 基本的考え方

デジタル技術の進展は、ビジネスや働き方、生活習慣などあらゆる分野で大きな変化を生み出しつつある。デジタル時代においては、ネットワークやシステムが社会経済において重要な役割を果たすようになり、現実の経済社会活動の多くが、デジタルインフラに依存することになる。これまでネットワークでつながっていなかった家電や自動車、工場などもデジタル技術を通じてネットワークで結ばれるようになり、サイバー空間における脅威が、こうしたネットワークを通じて、人の安全や生命にも影響を及ぼす可能性が高まっている。また、デジタル・ガバメントの取組が進み、ベースレジストリのような基盤システムの利用が増えていく中で、社会の基盤となるシステム・ネットワークの安全性の維持は、より重要性を増していく。

安全性の担保は、社会経済のデジタル化を進めていく上で最重要な課題である。デジタル時代の新たな脅威に対しては、技術面で万全の対応をしていく必要がある。しかしながら、技術面での対応だけでは不十分な面もある。技術だけでなく、法規制の観点から新たな脅威への対応を考えていく必要もあり、その際には、刑事政策、刑事法での対応の在り方を議論することも必要となる。「デジタル時代の規制・制度について」（令和2年6月22日規制改革推進会議）では、デジタル技術の進歩が経済社会を大きく変容させる中での民事法や行政法分野における規制・制度の在り方も大きく見直していく必要があることを指摘した。デジタル時代においては、社会経済がこれまで共通基盤としてきたものが大きくかつ相当な速度で変化している。刑事政策、刑事法についても、社会経済のデジタル化の流れの中で、その在り方を点検していく必要がある。

2. 論点

こうした問題意識のもと、成長戦略ワーキング・グループにおいて、現在考えられる課題や論点について、委員から以下のような指摘があった。

## ① 新たな脅威の性格について

経済社会のネットワーク化が進む中で、デジタル技術による侵害行為は、広範囲で甚大な被害をもたらす可能性があり、技術進歩の先手での対応が迫られる。

## ② 刑事法とイノベーションについて

デジタル時代の基礎インフラの整備はイノベーションにとって不可欠であり、その安全性を確保するという観点から、刑事法もイノベーション促進型の性格を持つ。

③ 体系的な整理の必要性について

取引等の電子化が進む中で、刑事法においても、電磁的記録等その時々 of 進歩を踏まえた対応が行われてきた。このような対応は、それまでの法制度を前提として、それに付加される形で既に生じた事象に対応するものであったため、本則的というよりは特例的な扱いとされてきた。今後は、デジタル時代の将来像を念頭に、体系的な整理を行う必要性が高まる。

④ 構成要件や違法性等の問題について

デジタル時代におけるデジタル技術を用いた犯罪について、処罰範囲の明確性と未知の脅威への対応という両面から、構成要件や違法性阻却の考え方を見直す必要があるか、また、これまでの法益侵害の結果が生じた場合に処罰するという考え方でいいのかといった点について議論が必要である。

⑤ 法執行の問題について

新たな範疇のデジタル犯罪については、法執行にも難しさがある。現場における理解を高める取組も必要である。また、デジタル犯罪では、国境を越えた犯行が容易となる。域外捜査や法執行における国際的な連携が重要となる。

### 3. 今後の取組

このような中、システムへの侵入やクライムハッキングにより、現実社会に広範囲かつ大きな被害を招来するおそれは否定できず、諸外国では関連する立法化の動きがみられる。我が国においても、規制当局、関係省庁、デジタル分野に詳しい有識者、企業間での意思疎通を円滑にし、デジタル技術の進展を踏まえ、デジタル時代に相応しい刑事法の在り方について、先手先手で議論を行っていく必要がある。

新たなデジタル関係の犯罪類型を整備する際には、イノベーションを萎縮させることのないようにしなければならない。例えば、一般人にとって適法な範囲が理解しやすくなるよう範囲の明示が必要な場合にはこれに対応するべきである。また、実効的なエンフォースメントが可能となるよう、データ差押等の現代的課題に配慮することや諸外国の先進事例も参考にすることが重要である。法務省においては、デジタル技術の発展を踏まえ、デジタル分野に詳しい有識者等の意見を踏まえつつ、デジタル時代の刑事法の在り方について、不断の検討を行うことを求めたい。